

「第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」の概要

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

2 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日(第12次鳥獣保護管理事業計画期間内)

3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (17市町村)

秩父市、飯能市、本庄市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町、小川町、
ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、
寄居町

4 生息状況等

- (1) 生息域は、昭和50年代までは秩父地域と飯能市(旧名栗村)に限られていたが、平成の始め頃から急激に拡大し、現在では、外秩父山地やその周辺の丘陵部でも生息が確認されている。
- (2) 生息域の66.7%の地域では生息密度が0.5頭/km²以上、特に秩父山地の都県境から山麓にかけての17.2%の地域では5頭/km²以上、最大13.52頭/km²と推定された。
- (3) 平成元年度の捕獲頭数は99頭であったが、平成27年度は2,532頭と約25倍に増加している。
- (4) 草本類や低木類など林床植生が衰退又は消失した区域が急速に拡大し、土砂の流出や崩壊、森林生態系への影響が懸念されている。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

ニホンジカの分布が拡大してきた地域では生息域の拡大防止、高密度化している地域では生息密度の低下を図ることで、農林業被害の防除及び自然植生の回復を目指す。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

- (1) 捕獲頭数の推移や被害の発生状況などから、依然として生息密度を抑制できず、引き続き捕獲圧を高める必要があると考えられるため、捕獲頭数を年間3,000頭程度まで増やすことを個体数管理の目標とする。
- (2) 狩猟によるニホンジカの捕獲数上限を、1人1日オスジカ1頭・メスジカ無制限とする。
- (3) 狩猟期間を1か月延長し、11月15日から3月15日までとする。ただし、延長期間のうち3月1日から3月15日までは「わな猟」に限るものとする。
また、「銃猟」の延長については、十分な安全体制が確保できた段階で開始するものとし、本計画期間内での開始に向け整備を進める。
- (4) 個体数管理を特に強化する必要があると認める地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) ニホンジカ生息環境の保全を図るとともに、人間の生活域との棲み分けができるよう、鳥獣保護区の指定、人工林の整備等を進め、森林の多様化、生物多様性の向上を図る。
- (2) 天然林などについては植生を保護するための防護柵等を設置することにより、ニホンジカの採食による植生の劣化、消失の防止に努める。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

- (1) 狩猟者団体や市町村と連携して、捕獲の担い手である狩猟者の確保、育成に努める。
- (2) 電気柵、防護柵等の侵入防止対策や、防護ネット、ツリーシェルター等の食害防止対策を推進する。
- (3) 捕獲状況、農林業被害状況、自然植生に対する影響等について定期的に把握するとともに、効果的な防除技術や効率的な捕獲技術の開発・研究を推進する。
- (4) 専門的な見地から、本計画の遂行状況等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を毎年度開催する。